

岐阜地方最低賃金審議会第2回岐阜県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和3年10月4日（月） 14:00 ～ 15:00		
出席状況	公益 3/3	労働者側 3/3	使用者側 3/3
○ 主な審議事項			
(1) 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について			
・事務局から専門部会資料の説明を行った。			
・事務局から他局の答申状況の報告を行った。			
・労働者側、使用者側の意見を求めた後、公益委員と労働者側委員の協議、公益委員と使用者側委員の協議を行った。			
その結果、労使双方の意見及び主張する金額は一致せず、次回（10月11日）に引続き審議することとなった。			
(2) その他			
特になし。			
○ 主な意見の要旨			
労働者側			
コロナ禍による半導体供給不足など企業も厳しい状況にあるが、現行の特定最低賃金はフルタイム勤務したとしてもワーキングプアの水準を下回っており、労働者の生活の安定と近隣県との賃金格差解消、岐阜県からの人材流出による今後の人手不足を解消するには、岐阜県の自動車産業の魅力を高めることが必要であり、そのために特定最低賃金の引上げが必要である。			
本年度の岐阜県最低賃金は3.29パーセントの引上げであり、それを現行の特定最低賃金額932円に乗じた31円の引上げを求める。			
使用者側			
当初の予測よりも新型コロナウイルス感染症の影響は厳しく、自動車業界も大幅な減産、電気自動車への移行による他業種との競争激化など企業、特に中小企業の経営状況は非常に厳しい。			
そのような状況下でも賃上げについて労働者側の労働者の生活安定や岐阜県の自動車産業の魅力を高めるといった意見に一定の理解はするが、賃上げすることは企業の存続と雇用の維持に大きな影響がある。			
現在の状況から現行額の据え置きを求める。			